

報告第8号

令和5年度伊賀市水道事業会計予算繰越しについて

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用できる経費について、別紙のとおり繰越計算書を調製したので、同条第3項の規定により報告する。

令和6年6月4日提出

伊賀市長 岡 本 栄

令和5年度伊賀市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明		
						国庫補助金	企業債	損益勘定留保資金等					
			円	円	円	円	円	円	円	円			
1	資本的支出	1	建設改良費	小田浄水場高压受電設備更新工事	10,098,000	0	10,098,000	0	0	10,098,000	0	0	全国的な資材不足により、部品の調達に日数を要するため。
				重要給水施設配水管事業 配水管詳細設計業務委託（中瀬小学校工区）	26,132,700	0	26,132,700	6,533,000	19,500,000	99,700	0	0	充当される国庫補助金の交付決定に日数を要したほか、発注までの準備に日数を要するため。
				重要給水施設配水管事業 配水管布設替工事（市民病院10工区）	140,630,600	0	140,630,600	21,764,000	84,300,000	34,566,600	0	0	充当される国庫補助金の交付決定に日数を要したほか、発注までの準備に日数を要するため。
				重要給水施設配水管事業 配水管布設替工事（市民病院11工区）	74,054,200	0	74,054,200	14,242,000	42,800,000	17,012,200	0	0	充当される国庫補助金の交付決定に日数を要したほか、発注までの準備に日数を要するため。
				重要給水施設配水管事業 配水管移設工事（国道368号1・2工区）	75,119,000	0	75,119,000	13,947,000	41,900,000	19,272,000	0	0	充当される国庫補助金の交付決定に日数を要したほか、発注までの準備に日数を要するため。
				重要給水施設配水管事業 舗装復旧工事（柘植小学校3工区）	17,581,300	0	17,581,300	3,102,000	9,300,000	5,179,300	0	0	充当される国庫補助金の交付決定に日数を要したほか、発注までの準備に日数を要するため。
				重要給水施設配水管事業に係る事務備用品	1,192,000	0	1,192,000	298,000	800,000	94,000	0	0	充当される国庫補助金の交付決定に日数を要したほか、発注までの準備に日数を要するため。
				青山南部取水場1号取水ポンプ購入	819,500	0	819,500	0	0	819,500	0	0	全国的な資材不足により、製作期間に日数を要するため。
計			345,627,300	0	345,627,300	59,886,000	198,600,000	87,141,300	0	0			